

東京国際交流館のレジデント・アシスタント制度の実施に関する細則を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

### 東京国際交流館のレジデント・アシスタント制度の実施に関する細則

#### (目的)

第1条 この細則は、東京国際交流館規程（平成16年規程第29号）第18条の規定に基づき、東京国際交流館（以下「交流館」という。）の留学生・研究者宿舎（以下「宿舎」という。）で実施するレジデント・アシスタント制度に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (レジデント・アシスタント制度の目的)

第2条 レジデント・アシスタント制度は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、交流館の宿舎に入居させた学生等のうち、入居後その適性等を判断してふさわしいと認められる者をレジデント・アシスタント（以下「RA」という。）として採用し、居住する外国人留学生や外国人研究者（以下「留学生等」という。）の相談に応じ、生活上の指導・助言等を行うことで、留学生等が安心して日常生活を送り、その留学目的の円滑な達成に寄与する等とともに、併せて学生等の国際的な経験・視野を広げることを目的とする。

#### (資格)

第3条 RAになることができる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 東京国際交流館規程（平成16年規程第29号）第4条の3第1号に規定する外国人留学生（ただし、入居後1年以上経過した者に限る。）又は同条第2号に規定する学生
- (2) 留学生等の日常生活及び勉学上の相談、指導及び助言を行うとともに、国際交流プログラムに積極的に協力する者

#### (活動内容)

第4条 RAは、宿舎の各階に居住し、機構と協力しつつ、別に定めるマニュアル等に基づき、留学生等に対する次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 相談活動と報告等
  - ア 相談活動
  - イ 定例のRA会議への出席及び報告書の提出
- (2) 緊急時の対応及び講習の受講等

- ア 火災，病気，けが等の事故発生時の対応
- イ 防災訓練への参加・協力
- (3) 国際交流事業への参加・協力
  - ア ウェルカム・パーティー，フェアウェル・パーティー及び文化祭への参加・協力
  - イ 外部団体が実施する交流プログラム等への参加・協力
  - ウ 自主的な活動の企画・実施（スポーツ大会，ハイキング，工場見学，交流会等）
- (4) 入退去時の手続き等への協力
  - ア 入居者受入時のオリエンテーション補助（宿舎内、居室内備品等の使用説明等）
  - イ 宿舎内及び近隣の案内
  - ウ 居室の使用方法についての説明
  - エ 入居規則の説明
  - オ オリエンテーションへの参加
- (5) 入居者への生活指導等
  - ア 共用施設・設備の衛生維持の呼びかけ
  - イ 交通安全・防災等の安全についての啓発
  - ウ 他の入居者の生活を妨げる行為を行う者に対する指導・助言
  - エ RAの活動に協力する学生等のとりまとめを行うこと。

(RAリーダー)

第5条 宿舎の各階ごとに，RAリーダーを定める。

(ミーティング及び報告等)

第6条 RAリーダーは，週1回，RAを招集してミーティングを行い，RA同士の連携強化を図るとともに，留学生等に有益な情報交換及び意見交換を行う。

2 RAリーダーは，月1回，ミーティングを行い，各棟，各階の意見の交換を行う。

3 館長は，適時にRAとのミーティングを行い，RAの活動状況等について意見を交換する。

4 RAは，各月の活動内容を取りまとめ，別に定める関係書類により，館長に報告するものとする。

(手当等)

第7条 館長は，RAに対して手当又は謝金を支給することができるものとし，その額等は，別に定める。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか，この制度に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この細則は，平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行期日前において，財団法人日本国際教育協会の「レジデント・アシスタント制度実施要項」（平成14年9月2日最終改正）に基づきRAとして会館に入居していた者については，この細則に基づきRAになっていたものとみなす。

3 この細則の施行期日前に，財団法人日本国際教育協会がレジデント・アシスタント

制度に関してした処分, 手続その他の行為であって独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第13条の規定に基づき, 機構が継続した権利, 義務に係るものについては, この細則の相当する規定によりした処分, 手続その他の行為とみなす。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年細則第2号）

この細則は, 平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号） 抄  
（施行期日）

1 この規程は, 平成23年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第9号）

この細則は, 平成27年9月7日から施行し, 平成27年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年細則第1号）

この細則は, 令和4年4月1日から施行する。